

(証券コード9381)
2021年4月30日

株主各位

大阪市中央区本町二丁目1番6号

株式会社 エーアイティー

代表取締役社長 矢倉英一

第34回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第34回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウィルスの感染拡大防止のため、また株主様の健康を第一に考え、当日のご出席はお控えいただきたくお願い申しあげます。つきましては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年5月24日（月曜日）午後5時までに、書面又はインターネットで議決権行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2021年5月25日（火曜日）午前10時 受付開始：午前9時15分

2. 場 所 大阪市中央区安土町二丁目3-13

大阪国際ビルディング17階 1705号室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

- [報告事項]
1. 第34期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第34期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）計算書類の内容報告の件

[決議事項]

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 会計監査人選任の件 |

4. 議決権の行使に関する事項

（1）書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年5月24日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に記載の当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://www.net-vote.com/>)にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2021年5月24日（月曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です（詳細は、35ページをご参照ください。）。

(3) 議決権の重複行使の取り扱い

- ①書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ②インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、議事資料として本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.ait-jp.com>)に掲載させていただきます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<http://www.ait-jp.com>)に掲載しておりますので、「添付書類」には記載しておりません。したがって、添付書類に含まれる連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、また株主様の健康を第一に考え、株主様におかれましては、当日のご来場をお控えいただきたくお願い申しあげます。議決権の行使につきましては、郵送又はインターネットで行っていただきたく併せてお願い申しあげます。

◎株主総会にご出席される株主様とご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、株主総会におけるお土産の配布をとりやめさせていただいております。ご理解賜りますようお願い申しあげます。

事業報告

(自 2020年3月1日)
(至 2021年2月28日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から経済活動が制限され、景気が急速に悪化し、厳しい状況で推移しました。昨年5月の緊急事態宣言解除後は、感染拡大の防止策を講じつつ、経済活動が徐々に再開されたことで、企業の生産活動や個人消費は持ち直しの動きが見られたものの、未だ感染収束の見通しは立たず、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く事業環境としても、第1四半期連結会計期間では、中国での春節休暇が延長されたことで一時的に物流に停滞が生じる等、感染症拡大の影響を受けました。また、日本でも緊急事態宣言が発出される等、経済活動が大きく制限され、個人消費の一層の落ち込みが懸念される状況となりました。

このような厳しい状況下でありましたが、当社グループでは、営業活動において、テレワークの継続実施やオンライン商談を活用し、主に中国や東南アジアから日本への輸入海上輸送の貨物集荷に注力してまいりました。また、これらに加え、通関や配達、検品・検針・加工業務といった輸出入の付帯業務の受注獲得に向けて、精力的に営業活動を展開してまいりました。

当連結会計年度では、感染症の拡大により外出機会が大きく減少し、個人消費も厳しさを増す中で、特にアパレル関連の取扱いは年度を通じて既存顧客を中心に低調な推移となりました。その反面、在宅時間が大幅に増加したことで、日常生活に欠かせない日用品や生活雑貨、生活家電品等の取扱いは堅調さを維持し、アパレル関連の取扱減少を補う形で推移しました。

さらに、第3四半期連結会計期間以降、国際貨物輸送の需要回復により世界的に海上コンテナが不足しており、当社グループの取り扱う一部の航路でも運賃が高騰し、収益を押し上げる要因の一つとなりました。また、販売費及び一般管理費では、人件費の抑制及びその他コストの見直しやテレワークの導入等により事業活動にかかる費用の圧縮に努め、利益の創出を図ってまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における営業収益は45,797百万円（前年同期比1.8%増）と前年同期を上回りました。また、利益の面では販売費及び一般管理費の削減効果等が寄与し、営業利益は2,304百万円（前年同期比46.3%増）、経常利益は2,545百万円（前年同期比30.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,732百万円（前年同期比30.7%増）といずれも前年同期を大幅に上回り、増収増益となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

報告セグメントに含まれない事業セグメント「その他」では、米国の現地法人である「AIT International of America, Inc.」が2020年2月29日をもって営業を終了し、清算手続きを行っておりましたが、2021年3月16日付で清算結了しております。なお、当連結会計年度末現在では清算手続き中であり、連結の範囲に含めております。

<日本>

当連結会計年度は外出の自粛等の影響により、例年と比較して特にアパレル関連の荷動きが鈍い状況がありました。しかしながら、受注拡大を推し進めるべく、オンライン商談の積極的な活用やデジタル・トランスフォーメーション(DX)への取り組みとして、輸入業務における通関依頼から請求書発行までをクラウド上で完結する新たなサービスの提供を開始する等、サービスメニューの拡充もを行い、営業強化を図ってまいりました。

その結果、海上輸送の取扱コンテナ本数は、輸入で260,249TEU（前年同期比3.3%増）、輸出入合計では274,170TEU（前年同期比2.3%増）と前年同期を上回り、一方で通関受注件数については、アパレル関連の取扱減少等が響き、140,317件（前年同期比3.9%減）と前年同期を下回る結果となりました。

以上のことから、日本における営業収益は36,961百万円（前年同期比4.3%増）と増収となり、セグメント利益は、人件費や営業活動における費用の圧縮に努めたこと等で1,607百万円（前年同期比49.9%増）となりました。

<中国>

感染症拡大の影響から春節休暇が延長されたこと等で貨物の出荷や検品・検針等の付帯業務の受注が一時的に縮小し、加えてアパレル製品の取扱いが低調な推移であったことから、付帯業務の収益が伸び悩み、中国国内での収益機会が減少することとなりました。

春節休暇が明けて徐々に中国国内各地の製造工場は稼働を再開し、物流の停滞も解消されましたが、昨年2月の収益機会の減少が顕著となり、中国における営業収益は7,650百万円（前年同期比9.3%減）と前年同期を下回りました。一方でセグメント利益は、人件費や事業活動における費用の圧縮に努めたことで、619百万円（前年同期比50.9%増）となりました。

<その他>

米国子会社の清算開始及び感染症の影響等によるミャンマー子会社の収益低下といったマイナス要因はあったものの、台湾及びベトナム子会社にて安定した収益が確保できたことで、営業収益は1,184百万円（前年同期比5.0%増）となり、セグメント利益は営業活動における費用が嵩んだ結果、77百万円（前年同期比16.2%減）となりました。

(注) TEU (Twenty-foot Equivalent Unit、20フィートコンテナ換算) とは、海上コンテナの数量を表す単位で、20フィートコンテナ1個分を1TEUと計算します。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、53百万円となりました。これは主に、日本での当社における基幹業務システムの改修に係る費用及び新事務所開設に伴う設備工事費用であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

③ 資金調達の状況

当社グループの運転資金等の必要資金については、自己資金及び金融機関からの借入金により調達しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受の状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区分	2017年度 第31期	2018年度 第32期	2019年度 第33期	2020年度 第34期 (当連結会計年度)
営業収益（百万円）	25,114	27,783	45,003	45,797
経常利益（百万円）	1,587	1,703	1,947	2,545
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	1,100	1,167	1,325	1,732
1株当たり当期純利益（円）	57.56	61.09	55.49	73.40
総資産（百万円）	7,654	8,214	20,644	21,630
純資産（百万円）	5,610	5,954	11,715	12,231
自己資本比率（%）	72.9	72.2	54.9	55.6

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）に基づき算出しております。

2. 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第33期の期首から適用しており、第32期の総資産の金額については、当該会計基準等の遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率(%)	所在国	主要な事業内容
(連結子会社)				
愛特（香港）有限公司	1,700千香港ドル	100.0	中国 (香港)	国際貨物輸送事業
上海愛意特国际物流有限公司	1,340千米ドル	100.0	中国	国際貨物輸送事業
AIT International of America, Inc. (注) 2	1,000千米ドル	100.0	米国	国際貨物輸送事業
台湾愛意特国际物流股份有限公司	13,000千台湾ドル	100.0	台湾	国際貨物輸送事業
AITC LOGISTICS (VIETNAM) CO., LTD.	110億ベトナムドン	51.0	ベトナム	国際貨物輸送事業
日新運輸株式会社	200,000千円	100.0	日本 (大阪)	国際貨物輸送事業
日一新国際物流（上海）有限公司	3,070千米ドル	100.0 (100.0)	中国 (上海)	国際貨物輸送事業 流通加工
暖新国際貿易（上海）有限公司	10,000千人民元	90.0 (90.0)	中国 (上海)	貨物の輸出入取引 (貿易決済代行)
NISSHIN (MYANMAR) CO., LTD.	1,000,000千 ミャンマー チャット	55.0 (55.0)	ミャンマー (ヤンゴン)	国際貨物輸送事業
(持分法適用関連会社)				
青島海新達国際物流有限公司	14,444千人民元	27.0 (27.0)	中国 (青島)	国際貨物輸送事業 流通加工
蘇州邦達新物流有限公司	10,210千人民元	49.0 (49.0)	中国 (蘇州)	保税物流
上海邦達新物流有限公司	5,000千人民元	49.0 (49.0)	中国 (上海)	保税物流
太倉邦達新物流有限公司	5,000千人民元	49.0 (49.0)	中国 (太倉)	保税物流
その他2社	—	—	—	—
(その他の関係会社)				
株式会社日立物流 (注) 3	16,802百万円	被保有 20.1	日本 (東京)	ロジスティクス 事業

(注) 1. 当社の出資比率の()内は間接所有割合(内数)を示しています。

2. 「AIT International of America, Inc.」は、2020年2月29日をもって営業を終了し、2021年3月16日をもって清算結了いたしました。

3. 株式会社日立物流は有価証券報告書を提出しております。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 優先的に対処すべき課題

グローバル化した今日の企業活動の中で、当社グループの主な事業である国際貨物輸送事業は、社会的、経済的に重要であり、大きな役割と責任を負っていると考えております。また、当社グループでは、今般の感染症拡大等、不測の事態が生じても、社員の健康と安全の確保を最優先として、社会生活を支える国際物流、日本の物流を止めないことがグループの企業使命であると認識し、事業活動に取り組んでおります。

当社グループがお客様の支持を得て事業を伸展することは、当社グループの企業価値の増大に結びつくだけではなく、物流企業としての社会的使命と責任を果たすことにつながるものであると認識し、特に以下の項目を優先的に対処すべき課題として掲げて、積極的に取り組んでおります。

①持続的な成長の実現と収益基盤の強化・拡大

新型コロナウイルスの感染拡大により、社会環境や市場環境、事業環境が大きく変化する中、消費者ニーズが急速に変容を遂げており、顧客の物流に対するニーズもより多様化・高度化しております。当社グループでは、国際貨物輸送だけでなく、通関や倉庫保管、配送に加え、検品・検針といった加工業務までを一貫して受注することが可能な環境を整え、物流の効率化や合理化、コストの削減、納期の短縮等、お客様のニーズに応えるべく、物流提案を行っております。

当社グループは、企業の成長をさらに加速させるべく、この事業環境を活かし、顧客のニーズを的確に捉えた物流提案を積極的に行い、取扱いが得意なアパレル製品や雑貨類に留まらず、輸送実績の少ない業種への営業活動も精力的に行い、国際貨物輸送の取扱高の増加と業績の拡大に取り組んでまいります。また、目まぐるしく環境が変化する中、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の取り組みも加速させ、競合他社とのサービスの差別化を図り、お客様の利便性の向上はもちろん、自社の業務効率の改善も推進し、収益の向上を目指してまいります。

さらには、東南アジアから日本への輸入貨物や日本からの輸出貨物の集荷、日本を介さない三国間輸送の獲得にも注力とともに、中国、東南アジアの現地法人や各国の代理店との連携も深め、グローバル物流体制の基盤強化にも取り組んでまいります。また、今後当社グループが注力すべき分野に精通した企業との提携等も視野に入れ、事業規模の拡大を図ってまいります。

そして、収益性の改善に向けて社内体制やインフラの整備、効率化による様々なコスト削減等にも取り組み、安定的な収益の維持と確保に努めてまいります。

②人材確保と育成強化

当社グループでは、継続的な業容拡大と中長期的な成長のためには、企業の成長に応じた優秀な人材の確保及び人材育成が重要な課題であると考えております。

現在、あらゆる業種での人手不足が顕著となり、物流業界においても、採用競争が激しさを増す中、適正な人材の確保が困難な状況となっております。特に国際貨物輸送サービスでは、日本国内及び世界各国の物流事情に精通した知識と経験を持つ人材が必要不可欠であり、今後の事業の拡大及び海外展開を加速させる上で、人材確保と育成は、重要な経営課題であり、また当社グループの成長を支える重要な要素であると認識しております。

人材の採用については、即戦力となる人材確保を目的とした中途採用及び将来を担う社員の育成と組織の活性化を目的とした新卒採用を行っております。

また、人材育成においても、採用後の新入社員研修、中途採用研修、外部の専門研修、階層別研修などを充実させ、従業員一人ひとりの能力を十分に活かすための取り組みを推進するとともに、確保した人材の早期戦力化と定着化も図ってまいります。

当社グループにとって、今後の事業拡大のための重要な経営資源は人材であり、事業の安定的かつ持続的成長のために、より適正な人事評価制度の構築や社員の給与体系などの待遇面の改善も図り、従業員がモチベーションを維持向上させ働く環境整備と仕組みづくりを行ってまいります。

③内部管理体制の充実と強化

当社グループでは、持続的な成長の維持と企業価値の向上を図るために、内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの充実と強化が必要不可欠であると認識しております。

当社グループは、業務拡大に伴う組織体制の見直しと整備を逐次実施するとともに、監査役と内部監査室の連携、定期的な内部監査の実施、経営陣や従業員に対するコンプライアンス研修の実施等を通じて、内部管理体制の強化を図り、コーポレート・ガバナンスの浸透に取り組んでおります。

今後もこの内部管理体制を有効に機能させることができが企業価値をさらに高め、効率的かつ健全な企業経営を実現するものと認識し、より透明性の高い健全な企業経営を目指し、相互牽制の効いた内部管理体制の一層強化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年2月28日現在）

当社グループは、国際貨物輸送事業並びにこれらの附帯業務を主な事業としております。

(6) 主要な営業所（2021年2月28日現在）

①当社

名 称	所 在 地
本 社	大阪市中央区本町二丁目1番6号
東 京 支 社	東京都港区
名 古 屋 営 業 所	名古屋市中区
福 岡 営 業 所	福岡市博多区
新 大 阪 事 務 所	大阪市淀川区

②子会社等

会 社 名	所 在 地
愛 特 (香 港) 有 限 公 司	中華人民共和国 香港特別行政区
上海 愛 意 特 国 际 物 流 有 限 公 司	中華人民共和国
AIT International of America, Inc.	アメリカ合衆国
台湾 愛意特国际物流股份有限公司	台湾
AITC LOGISTICS (VIETNAM) CO., LTD.	ベトナム
日 新 運 輸 株 式 会 社	大阪市此花区
日一新国際物流（上海）有限公司	中華人民共和国
暖新国際貿易（上海）有限公司	中華人民共和国
NISSHIN (MYANMAR) CO., LTD.	ミャンマー

(注) 「AIT International of America, Inc.」は、2020年2月29日をもって営業を終了し、2021年3月16日をもって清算結了いたしました。

(7) 従業員の状況（2021年2月28日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,290名	8名(増)

(注) 従業員数は就業人員で表示しております。なお、臨時従業員456名は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2021年2月28日現在）

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	3,700百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式の状況 (2021年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 53,856,000株
- (2) 発行済株式総数 23,913,600株 (自己株式419,912株を含む。)
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 7,144名
- (5) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社エイチアンドワイ	7,139,600 株	30.39 %
株式会社日立物流	4,800,000	20.43
ビービーティファーマンスソリューションズホールディングス	900,000	3.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	772,600	3.29
ノーザントラストカンパニー エイブイエフシー リファーミリティ ファンズ	703,220	2.99
矢倉英一	659,300	2.81
ステートストリートバンク アンド トラストカンパニー 505224	500,000	2.13
馬上真一	490,000	2.09
株式会社シー アンド ティー	370,000	1.57
ビービーティグランジャー ピーク インターショナルオボチュニティーズ ファンド	362,600	1.54

(注) 持株比率は、自己株式(419,912株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他の新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年2月28日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	矢 倉 英 一	総合企画部・経理財務部担当	日新運輸株式会社 取締役 上海愛意特國際物流有限公司 董事長 愛特（香港）有限公司 董事 AIT International of America, Inc. DIRECTOR 台湾愛意特國際物流股份有限公司 董事
常務取締役	馬 上 真 一		日新運輸株式会社 代表取締役社長 日一新國際物流（上海）有限公司 董事長 暖新國際貿易（上海）有限公司 董事長 NISSHIN (MYANMAR) CO., LTD. DIRECTOR 青島海新達國際物流有限公司 副董事長 蘇州邦達新物流有限公司 副董事長
取 締 役	大 槻 信 夫	大阪営業部・海上業務部・大阪通関部・海外(中国・香港)担当	日新運輸株式会社 取締役 上海愛意特國際物流有限公司 董事 愛特（香港）有限公司 董事 台灣愛意特國際物流股份有限公司 董事
取 締 役	川 峰 寛	東京営業部・東京通関部・海外(台湾・ベトナム)担当	日新運輸株式会社 取締役 上海愛意特國際物流有限公司 董事 愛特（香港）有限公司 董事 AIT International of America, Inc. DIRECTOR 台湾愛意特國際物流股份有限公司 監察人
取 締 役	神 宮 司 孝		株式会社日立物流 代表執行役副社長 兼 取締役
取 締 役	松 田 佳 紀		株式会社NYMK 代表取締役 株式会社ワコーバレット 常務取締役 株式会社KHC 社外取締役
取 締 役	寺 田 光 廣		
常勤監査役	倉 本 基 洋		日新運輸株式会社 監査役
監査役	西 島 佳 男		西島佳男法律事務所 弁護士
監査役	三 村 淳 司		三村公認会計士事務所 代表 株式会社幸和製作所 社外監査役 株式会社リライズ・パートナーズ 代表取締役 株式会社アジュバンコスメジャパン社外取締役

- (注) 1. 取締役松田佳紀氏及び寺田光廣氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役西島佳男氏及び三村淳司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 当社は取締役松田佳紀氏及び寺田光廣氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 当社は監査役西島佳男氏及び三村淳司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 監査役三村淳司氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 2020年5月22日をもって、取締役西村司氏及び貝塚悦夫氏は、任期満了により退任いたしました。
 7. 2020年5月22日をもって、監査役清水洋志氏は、辞任により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (3名)	128,879千円 (4,000千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	12,154千円 (4,699千円)
合計	13名	141,034千円

- (注) 1. 上記には、2020年5月22日をもって退任した取締役2名及び同日をもって辞任した監査役1名が含まれております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2006年5月26日開催の第19回定時株主総会決議において年額150,000千円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2007年5月22日開催の第20回定時株主総会決議において年額30,000千円以内と決議いただいております。
5. 上記の報酬等の総額は、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額23,500千円（取締役4名に対し23,500千円）及び当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額17,210千円（取締役4名に対して16,630千円、監査役2名に対して580千円）が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

- ② 当事業年度における主たる活動状況

氏名	主な活動状況
松田佳紀	当事業年度19回開催した取締役会のうち19回に出席し、企業経営に関する豊富な経験を活かし、議案の審議等に必要な発言を適宜行っています。
寺田光廣	社外取締役就任後14回開催した取締役会のうち14回に出席し、企業経営に関する豊富な経験を活かし、議案の審議等に必要な発言を適宜行っています。
西島佳男	当事業年度19回開催した取締役会のうち18回、24回開催した監査役会のうち20回に出席し、弁護士としての専門的見地から、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
三村淳司	当事業年度19回開催した取締役会のうち18回、24回開催した監査役会のうち23回に出席し、公認会計士としての専門的見地から、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任あづさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 | 21,000千円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭 | |
| その他財産上の利益の合計額 | 30,800千円 |

(注) 1. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配置計画、会計監査人の職務の遂行状況、報酬見積りの相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、現行定款において、会計監査人との間に責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要是次のとおりであります。

(会計監査人の責任限定契約)

会計監査人は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行なうにあたり善意かつ重大な過失がなかった場合は、法令に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況

当社の子会社のうち、海外子会社の上海愛意特国際物流有限公司及び日一新国際物流（上海）有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス規程を定め、全役職員に法令・定款及び社内規程の遵守を周知徹底させるとともに、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を推進する。
- ② 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、取締役、使用人による職務の執行が法令・定款及び社内規程に違反することなく適切に行われているかをチェックし、不正の防止・発見及びその改善を行う。また、監査の結果を速やかに代表取締役社長に報告するとともに、当社監査役（以下単に「監査役」という。）との意見交換により、内部統制における監視機能としての役割を果たす。
- ③ 監査役は、取締役会において各取締役からの職務の執行状況について報告を受けるとともに、会社の決議事項のプロセス・内容が法令・定款に基づき適合しているかを確認する。また、定期的な監査の実施によって、取締役の業務執行の妥当性・適法性をチェックし、必要に応じて改善・助言又は勧告する。
- ④ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした対応を取る。
- ⑤ 財務報告を法令等に従って適正に行うことの重要性を認識し、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制を適切に整備・運用する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務執行に係る重要な情報については、法令並びに文書管理規程に基づき適切に保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を制定し、各部門の担当業務に付随するリスクについては、当該部門にて個別規程、ガイドライン、マニュアルの整備、研修の実施などを行うものとし、内部監査室が定期的に監査を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の管理については、関係会社管理規程に基づく。
- ② 関係会社管理規程に定める関係会社の統括責任者は、定期的に子会社の幹部会に出席し、子会社の経営状況の把握と問題点の協議を行い、子会社に損失の発生の恐れがある場合には、その損失の内容、程度及び当社に与える影響等について、当社の取締役会に報告する。
- ③ 関係会社管理規程に定める関係会社の統括責任者は、監査役及び内部監査室との連携を密にし、子会社の管理体制を監査するとともに、その監査結果を当社の取締役会に報告する。
- ④ 監査役が、グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を適正に行えるよう監査法人及び内部監査室との十分な情報交換が行える体制を構築する。

- (5) グループ内の会社間取引については、法令、定款、企業会計基準、税法その他の社会規範に照らし適切なものとする。
- (6) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役から子会社の取締役等を選任する。選任された当該取締役は定期的に子会社の取締役会に出席する。また、子会社も含めたグループ全体における業績の管理を行う。
- (6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- 監査役がその職務を補助すべき使用人の配置を求めた場合は、取締役と監査役の意見交換の上、監査役補助者を決定する。
- (7) **監査役補助者の取締役からの独立性及び監査役の監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- 監査役補助者は、業務執行上、監査役以外の何れの指揮命令系統にも属さず、監査役より必要な命令を受けて業務を行うものとし、その人事異動、評価等については、監査役全員の協議の上決定するものとし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。
- (8) **取締役、使用人及び子会社の取締役等、使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制**
- ① 取締役、使用人及び子会社の取締役等、使用人は監査役の要請に応じて報告、情報の提供を行い、関係書類の閲覧に応じる。
- ② 取締役、使用人及び子会社の取締役等、使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実や法令等に違反する事実を発見した場合は、監査役に報告する。
- ③ 取締役及び子会社の取締役等は経営上の重要事項を、適時、監査役に報告する。
- ④ 監査役は、取締役会等、重要な会議に出席する。
- (9) **上記監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制**
- 内部通報者の保護に関しては、コンプライアンス規程に定める。
- (10) **監査役の職務執行について生じる費用（以下「監査費用」という。）の前払い又は償還の手続き、その他の監査費用の処理にかかる方針に関する事項**
- 監査費用につき監査計画に応じて予算化し、その他監査費用についても合理的な費用は当社の負担とし、経理規程に従い処理する。
- (11) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- 監査役は重要な会議に出席し助言と提言を行うほか、重要書類の閲覧を行い業務執行状況及び内部統制状況の監査を行う。また、取締役との意思疎通に努め、特に代表取締役社長とは、定期的な意見交換を行うとともに、監査法人との定期的な情報交換と内部監査室との連携を図り、監査の実効性向上と監査精度の向上に努める。

7. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況の概要

(1) 内部統制システム全般

当社及び関係会社は、適切な内部統制やリスク管理体制を整備し、その運用状況を内部監査室がモニタリングする実効性のある内部監査を実施しております。また、内部監査室は、経営者を支援するだけではなく、他の監査・監督機関と連携することなどを通じて、より幅広くコーポレート・ガバナンスの品質向上に貢献する役割・責務を果たしております。

(2) 取締役及び使用人の職務執行について

取締役会規程やその他社内規程を整備し、取締役及び使用人が法令・定款及び社内規程に則って行動するよう徹底しております。また、当社は当事業年度において取締役会を19回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督及び活発な意見交換を行い、意思決定及び監督の実効性を確保しております。

(3) 監査役の職務執行について

監査役は、当事業年度に19回開催された取締役会及び24回開催された監査役会に出席し、適宜助言・提言を行い、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保しております。また、会計監査人及び内部監査室との間で定期的に情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

(4) 当子会社における業務の適正の確保について

関係会社管理規程に基づき、当社取締役会に各子会社の重要な経営情報が適宜報告されております。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	16,853	流 動 負 債	7,764
現 金 及 び 預 金	10,653	買 掛 金	2,247
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	4,507	1年内返済予定の長期借入金	3,700
立 替 金	1,375	未 払 法 人 税 等	580
そ の 他	358	賞 与 引 当 金	389
貸 倒 引 当 金	△41	役 員 賞 与 引 当 金	35
固 定 資 産	4,777	そ の 他	811
有 形 固 定 資 産	774	固 定 負 債	1,634
建 物 及 び 構 築 物	179	繰 延 税 金 負 債	501
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	229	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	140
リ 一 ス 資 産	295	退 職 給 付 に 係 る 負 債	584
そ の 他	69	そ の 他	408
無 形 固 定 資 産	3,164	負 債 合 計	9,399
の れ ん	870	純 資 産 の 部	
顧 客 関 連 資 産	2,105	株 主 資 本	11,962
そ の 他	188	資 本 金	271
投 資 そ の 他 の 資 産	838	資 本 剰 余 金	5,275
投 資 有 価 証 券	460	利 益 剰 余 金	6,808
繰 延 税 金 資 産	86	自 己 株 式	△392
差 入 保 証 金	244	その他の包括利益累計額	59
そ の 他	47	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6
貸 倒 引 当 金	△0	為 替 換 算 調 整 勘 定	57
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△4
		非 支 配 株 主 持 分	209
		純 資 産 合 計	12,231
資 产 合 計	21,630	負 債 純 資 産 合 計	21,630

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連 結 損 益 計 算 書

(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	45,797
當 業 原 価	37,593
売 上 総 利 益	8,203
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,898
営 業 利 益	2,304
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	39
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	166
そ の 他	69
	275
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	4
為 替 差 損	28
そ の 他	1
	34
經 常 利 益	2,545
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	3
関 係 会 社 株 式 売 却 益	22
	26
特 別 損 失	
固 定 資 産 売 却 損	0
固 定 資 産 除 却 損	5
関 係 会 社 清 算 損	14
会 員 権 評 価 損	5
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	2,546
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	919
法 人 税 等 調 整 額	△137
当 期 純 利 益	782
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	1,764
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	32
	1,732

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

(単位：百万円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	271	5,275	5,929	△144	11,331
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△852		△852
親会社株主に帰属する当期純利益			1,732		1,732
自己株式の取得				△247	△247
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	879	△247	631
当期末残高	271	5,275	6,808	△392	11,962

項目	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△8	19	△0	11	373	11,715
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△852
親会社株主に帰属する当期純利益						1,732
自己株式の取得						△247
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	14	37	△3	48	△164	△115
連結会計年度中の変動額合計	14	37	△3	48	△164	516
当期末残高	6	57	△4	59	209	12,231

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,246	流動負債	1,987
現金及び預金	3,586	買掛金	1,040
売掛金	1,811	未払金	90
前渡金	21	未払費用	34
前払費用	46	未払法人税等	396
立替金	781	預り金	142
その他の	13	賞与引当金	219
貸倒引当金	△15	役員賞与引当金	23
固定資産	5,896	その他の	40
有形固定資産	69	固定負債	552
建物	43	退職給付引当金	408
工具、器具及び備品	26	役員退職慰労引当金	107
無形固定資産	102	その他の	36
その他の	102	負債合計	2,539
投資その他の資産	5,723	純資産の部	
投資有価証券	2	株主資本	9,603
関係会社株式	5,280	資本金	271
繰延税金資産	302	資本剰余金	5,275
その他の	138	資本準備金	5,275
		利益剰余金	4,449
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	4,446
		繰越利益剰余金	4,446
		自己株式	△392
		評価・換算差額等	△0
		その他有価証券評価差額金	△0
		純資産合計	9,603
資産合計	12,143	負債純資産合計	12,143

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		24,282
営 業 原 価		21,353
売 上 総 利 益		2,928
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,598
営 業 利 益		1,329
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	241	
為 替 差 益	60	
そ の 他	37	339
営 業 外 費 用		
自 己 株 式 取 得 費 用	0	0
経 常 利 益		1,668
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	17	19
税 引 前 当 期 純 利 益		1,649
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	532	
法 人 税 等 調 整 額	△55	476
当 期 純 利 益		1,172

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

(単位：百万円)

項目	株主資本							
	資本金	資本剩余金		利益剩余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剩余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	271	5,275	5,275	2	4,126	4,129	△144	9,531
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△852	△852		△852
当期純利益					1,172	1,172		1,172
自己株式の取得							△247	△247
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	320	320	△247	72
当期末残高	271	5,275	5,275	2	4,446	4,449	△392	9,603

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△0	△0	9,530
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△852
当期純利益			1,172
自己株式の取得			△247
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	0	0	0
事業年度中の変動額合計	0	0	72
当期末残高	△0	△0	9,603

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年4月20日

株式会社エーアイティー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 羽 津 隆 弘 印

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 神 崎 昭 彦 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エーアイティーの2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エーアイティー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年4月20日

株式会社エーアイティー

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 羽 津 隆 弘 印

業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 神 崎 昭 彦 印

業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エーアイティーの2020年3月1日から2021年2月28日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるこれを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任 あづさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任 あづさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月20日

株式会社エーアイティー 監査役会

常勤監査役 倉本 基洋
社外監査役 西島 佳男
社外監査役 三村 淳司

㊞
㊞
㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、当事業年度の業績、経営環境等を勘案し、また、内部留保にも意を用い、次のとおりといたしたく存じます。

(期末配当に関する事項)

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円

総額 469,873,760円

なお、中間配当金として1株当たり金18円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり金38円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年5月26日といたしたく存じます。

第2号議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会終結時をもって、取締役全員（7名）は任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の普通株式数
1	<p>重任 矢倉 英一 (1948年9月8日生)</p>	<p>1973年4月 浅川組運輸㈱ 入社 1976年7月 アトラス複合輸送㈱ (現伊藤忠ロジスティクス㈱) 入社 1995年4月 当社代表取締役社長 1996年6月 愛特(香港)有限公司 董事(現任) 2006年6月 AIT LOGISTICS (THAILAND) LIMITED DIRECTOR 2016年9月 AIT International of America, Inc. DIRECTOR 2017年1月 台湾愛意特國際物流股份有限公司 董事(現任) 2017年8月 上海愛意特國際物流有限公司 董事長(現任) 2019年3月 日新運輸㈱ 取締役(現任) 2020年5月 当社代表取締役社長 総合企画部・経理財務部担当(現任)</p>	659,300株

【取締役候補とした理由】

当社の創業者であり、代表取締役社長としての任務を通じて、当社グループの事業活動に關し、豊富な経験と高度な知識を有していることから、今後も取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の普通株式数
2	<p style="text-align: center;">重任</p> <p>まがみ しんいち 馬上 真一 (1968年4月27日生)</p>	<p>1993年4月 伊藤忠エクスプレス㈱(現伊藤忠ロジスティクス㈱) 入社</p> <p>1996年3月 当社入社</p> <p>1997年12月 当社取締役</p> <p>2009年3月 当社常務取締役 (現任)</p> <p>2015年5月 愛特 (香港) 有限公司 董事</p> <p>2016年9月 AIT International of America, Inc. DIRECTOR</p> <p>2017年1月 台湾愛意特國際物流股份有限公司 董事</p> <p>2017年8月 上海愛意特國際物流有限公司 董事</p> <p>2019年3月 日新運輸㈱ 取締役副社長</p> <p>2019年6月 同社代表取締役社長 (現任)</p> <p>2019年6月 ニッシントラスコソリデータ㈱ 代表取締役社長</p> <p>2019年6月 日一新國際物流 (上海) 有限公司 董事長 (現任)</p> <p>2019年6月 暖新國際貿易 (上海) 有限公司 董事長 (現任)</p> <p>2019年6月 青島海新達國際物流有限公司 副董事長 (現任)</p> <p>2019年6月 蘇州邦達新物流有限公司 副董事長 (現任)</p> <p>2020年10月 NISSHIN(MYANMAR)CO., LTD DIRECTOR (現任)</p>	490,000株
【取締役候補者とした理由】			
当社の常務取締役及び日新運輸㈱の代表取締役としての任務を通じて、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有していることから、今後も取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。			
3	<p style="text-align: center;">重任</p> <p>おおつき のぶお 大槻 信夫 (1972年2月8日生)</p>	<p>1995年4月 住友特殊金属㈱ 入社</p> <p>1998年2月 当社入社</p> <p>2009年3月 当社大阪営業部長</p> <p>2014年9月 愛特 (香港) 有限公司 董事 (現任)</p> <p>2016年3月 AIT LOGISTICS (THAILAND) LIMITED DIRECTOR</p> <p>2016年5月 当社取締役</p> <p>2017年1月 台湾愛意特國際物流股份有限公司 董事 (現任)</p> <p>2019年3月 日新運輸㈱ 取締役 (現任)</p> <p>2019年3月 上海愛意特國際物流有限公司 董事 (現任)</p> <p>2020年5月 当社取締役 大阪営業部・海上業務部・大阪通関部・海外 (中国・香港) 担当 (現任)</p>	109,000株
【取締役候補者とした理由】			
当社の取締役としての任務を通じて、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有していることから、今後も取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の普通株式数
4	<p>重任 かわみね 川峯 宽 (1971年7月21日生)</p>	<p>1994年4月 (有)アスター 入社 2000年6月 当社入社 2007年3月 当社東京営業部長 2009年6月 愛特（香港）有限公司 董事 2012年3月 当社東京営業部長 2016年3月 当社執行役員東京営業部長 2019年3月 当社執行役員東京通関部担当 2019年5月 当社取締役 2019年8月 AIT International of America, Inc. DIRECTOR 2020年5月 日新運輸㈱ 取締役（現任） 2020年5月 上海愛意特國際物流有限公司 董事（現任） 2020年5月 愛特（香港）有限公司 董事（現任） 2020年5月 台湾愛意特國際物流股份有限公司 監察人（現任） 2021年3月 当社取締役 東京営業部・東京通関部・海外（台湾・ベトナム）担当 兼 東京支社長（現任）</p>	117,700株
【取締役候補者とした理由】			
当社の営業部長、海外子会社の董事、執行役員及び取締役としての任務を通じて、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有していることから、今後も取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。			
5	<p>新任 ひさげやし とおる 久林 融 (1961年2月21日生)</p>	<p>1984年4月 伊藤忠商事㈱ 入社 1990年6月 Prominent Apparel Limited Hong Kong ～出向 Middle East Department Manager 1997年10月 TTL Industries Public Company Limited ～出向 Executive Director 2005年4月 Prominent Apparel Limited Hong Kong ～出向 Dhaka Liaison Office General Manager 2008年4月 伊藤忠商事㈱ダッカ事務所 所長 2011年4月 同社織維カンパニーテキスタイル・製品部 部長代行 2012年10月 ユニー(㈱)へ出向 衣料本部商品開発部 チーフバイヤー 2015年10月 伊藤忠商事㈱カラチ事務所 所長 2019年4月 ITOCHU Middle East FZE～出向 COO 2020年9月 当社入社 顧問（現任）</p>	—
【取締役候補者とした理由】			
大手商社での国際物流に関する豊富な経験と企業経営に関する知見があり、取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の普通株式数
6	<p>重任 じんぐうじ 神宮司 孝 (1955年10月13日生)</p>	<p>1979年4月 日立運輸東京モノレール(㈱) (現㈱日立物流) 入社</p> <p>2013年4月 同社執行役専務</p> <p>2015年6月 ㈱日立物流バンテックフォワーディング 代表取締役社長</p> <p>2016年6月 ㈱日立物流 取締役 (現任)</p> <p>2019年3月 当社取締役 (現任)</p> <p>2019年4月 ㈱日立物流 代表執行役 執行役副社長 (現任)</p>	—
【取締役候補者とした理由】			
㈱日立物流の代表執行役副社長、㈱日立物流バンテックフォワーディングの代表取締役社長及び当社の取締役としての任務を通じて、当社グループが行う事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有していることから、今後も取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。			
7	<p>重任 まつだ よしのり 松田 佳紀 (1960年11月9日生)</p> <p>独立役員 社外</p>	<p>1979年3月 上新電機㈱ 入社</p> <p>2006年4月 ㈱マツヤデンキ 取締役兼COO</p> <p>2006年9月 ㈱ぶれっそホールディング 専務取締役兼COO</p> <p>2007年6月 同社代表取締役社長兼COO ㈱マツヤデンキ 代表取締役社長兼COO ㈱星電社 代表取締役</p> <p>サトームセン㈱ 代表取締役</p> <p>2012年4月 ㈱ヤマダ電機 執行役員副社長</p> <p>2012年6月 同社取締役副社長</p> <p>2013年3月 同社取締役副社長 兼 エス・バイ・エル(㈱) (現㈱ヤマダホームズ) 代表執行役員社長代行</p> <p>2013年5月 ㈱ヤマダ・エスバイエルホーム (現㈱ヤマダホームズ) 代表取締役社長</p> <p>2015年6月 ㈱NYMK設立 代表取締役 (現任)</p> <p>2016年5月 当公社外取締役 (現任)</p> <p>2017年2月 ㈱ビジョンメガネ 代表取締役副会長</p> <p>2017年5月 同社代表取締役会長</p> <p>2018年10月 ㈱ワコーパレット 常務取締役 (現任)</p> <p>2019年6月 ㈱KHC 社外取締役 (現任)</p>	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】			
松田佳紀氏は、社外取締役として独立、公正な立場から経営の重要な事項の決定及び業務執行の監督などの役割を果たしております。また、大手家電量販店における企業経営に関する豊富な経験と知見から、これまで当社の事業運営への適切な監督・助言を行っており、今後も当社グループのガバナンス体制強化と経営全般に対する助言が期待できることから、社外取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の普通株式数
8	<p>新任 かりた ひこいちろう 成田 彦一郎 (1957年6月5日生)</p> <p>独立役員 社外</p>	<p>1981年4月 伊藤忠商事㈱ 入社 2000年4月 上海伊藤忠商事有限公司へ出向 繊維部長 2002年4月 伊藤忠織維貿易（中国）有限公司へ出向 董事 2007年4月 伊藤忠商事㈱ 名古屋支社 繊維部長 2009年4月 同社福井支店長 2013年4月 大建工業㈱へ出向 2013年4月 大建工業（寧波）有限公司 董事長 2013年4月 大建阿美昵体（上海）商賈有限公司 董事長 2015年4月 大建工業㈱へ転籍 執行役員</p>	—

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

大手商社での国際物流に関する豊富な経験と企業経営に関する知見があり、当社グループのガバナンス体制強化と経営全般に対する助言が期待でき、社外取締役として独立、公正な立場から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を担っていただけることが期待されることから、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 松田佳紀氏及び成田彦一郎氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、松田佳紀氏との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額となっております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
 4. 成田彦一郎氏が選任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
 5. 当社は、松田佳紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が選任され社外取締役として就任した場合、同氏を引き続き独立役員とする予定であります。
 6. 当社は成田彦一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 7. 松田佳紀氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって5年となります。
 8. 取締役候補者の所有する当社株式数は、2021年2月28日現在の状況を記載しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役三村淳司氏は、本定時株主総会終結の時をもって、任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役の候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の普通株式数
重任 三村 淳司 (1978年4月28日生)	2002年10月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2006年5月 公認会計士登録 2012年2月 三村公認会計士事務所 開設 代表（現任） 2012年2月 僚幸和製作所 社外監査役（現任） 2013年8月 僚リライズ・パートナーズ 設立 代表取締役（現任） 2015年6月 僚アジュバンコスメジャパン 社外取締役（現任） 2015年6月 東和薬品㈱ 社外監査役 2017年5月 当社社外監査役（現任）	—
独立役員 社外		

【社外監査役候補者とした理由】

公認会計士としての高い専門性とともに、企業経営者としての豊富な経験と知識から、これまで独立した客観的な視点より、当社の経営・業務執行に対する監査を行っており、今後も監査役としての職務を適切に遂行していただけることが期待できることから、社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 三村淳司氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 三村淳司氏は社外監査役候補者であります。
 3. 三村淳司氏が選任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
 4. 当社は、三村淳司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が選任され社外監査役として就任した場合、同氏を引き続き独立役員とする予定であります。
 5. 三村淳司氏が当社の社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。
 6. 社外監査役候補者の所有する当社株式数は、2021年2月28日現在の状況を記載しております。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任あづさ監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任となります。つきましては、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

会計監査人の候補者は次のとおりであります。

1. ひびき監査法人を会計監査人候補者とした理由

当社の事業規模に応じた機動的な監査が期待できることに加え、会計監査人としての独立性及び専門性ならびに監査報酬の水準などを総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したため。

2. 会計監査人候補者の名称等

(2021年3月31日現在)

名 称	ひびき監査法人	
事務所	主たる事務所 大阪市中央区北浜二丁目3番6号 北浜山本ビル4階	
沿革	1975年7月 有恒監査法人設立	
	1979年6月 ナニワ監査法人設立	
	1987年3月 新橋監査法人設立	
	1997年7月 ペガサス監査法人設立	
	2007年7月 ナニワ監査法人と有恒監査法人が合併し、大阪監査法人に名称変更	
	2012年2月 PKF Internationalに加入	
	2014年7月 大阪監査法人、新橋監査法人及びペガサス監査法人が合併し、ひびき監査法人に名称変更	
概要	出資金	33,500千円
	構成人員	代表社員 21名
		社員 4名
		公認会計士 168名
		公認会計士試験合格者等 9名
		事務職員 7名
	合計	209名

(注) ひびき監査法人が選任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同監査法人との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

以上

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

[議決権行使ウェブサイトアドレス] <https://www.net-vote.com/>

議決権の行使期限は、2021年5月24日（月曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めに行使をお願いいたします。

2. インターネットによる議決権行使方法について

[パソコンをご利用の方]

上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

[スマートフォンをご利用の方]

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく議決権行使いただくことができます。

なお、一度議決権行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。（QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

3. ログインID及びパスワードのお取扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されているログインIDは、本株主総会に限り有効です。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取扱いください。
- (3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルにご連絡ください。

4. ご留意事項

- (1) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する接続料金等は、株主様のご負担となります。
- (2) 株主様のインターネット利用環境、スマートフォン又は携帯電話の機種等によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合がございます。

【インターネットによる議決権行使に関するお問合わせ】

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

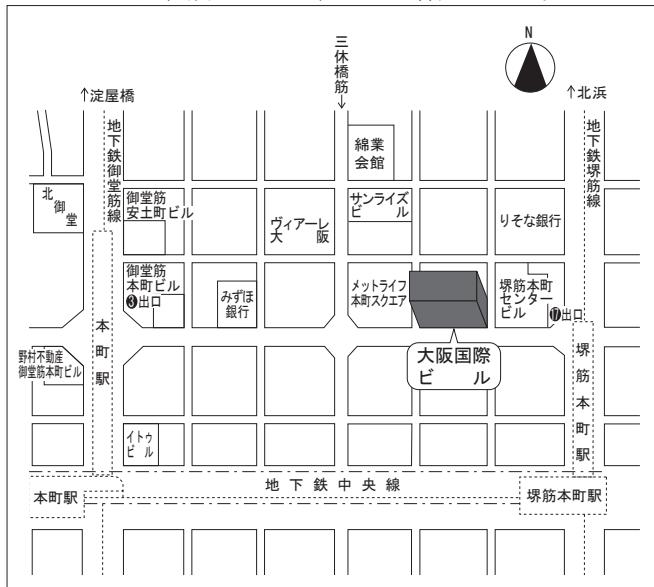
[専用ダイヤル] 0120-975-960

[受付時間] 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区安土町二丁目3-13

大阪国際ビルディング17階 1705号室



- ◎ 地下鉄御堂筋線 本町駅③番出口
東へ徒歩7分
- ◎ 地下鉄堺筋線 堀筋本町駅⑯番出口
西へ徒歩1分
- ◎ 車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、また株主様の健康を第一に考え、株主様におかれましては、当日のご来場をお控えいただきたくお願い申しあげます。議決権の行使につきましては、郵送又はインターネットで行っていただきたく併せてお願い申しあげます。

※株主総会にご出席される株主様とご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、株主総会におけるお土産の配布をとりやめさせていただいております。ご理解賜りますようお願い申しあげます。